

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等 申告書付表（課税方式選択）

★★町県民税申告書に添付して提出してください。★★

令和 年度（令和 年分）

○納税義務者

住所			
フリガナ		電話番号	
氏名	⑨	生年月日	

（1）確定申告した上場株式等の配当所得及び譲渡所得金額

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得		円	円

※ 対象となる上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と**住民税5%**の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものになります。

★ 所得税20.42%を源泉徴収されているもの、住民税が源泉徴収されていないものは対象ではないのでご注意ください。

（注意） 確定申告書（既に提出済の方）及び特定口座年間取引報告書等の写しを添付してください。

写しの添付がない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

また、上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合についても、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

（2）申告不要制度、もしくは、以下の課税方式を選び、にチェックをしてください。

上記の所得について、住民税では申告しません。

上記の所得について、住民税では下記の所得として申告します。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得		円	円

※ 原則として、当該年度の申告期限（3月15日）までに、この申告書の提出が必要です。なお、住民税の納税通知（給与所得者の特別徴収分も含む）の発送後は提出されても受付できませんのでご注意ください。

※ 確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の申告をしている場合、住民税で申告しないことを選択した場合には、翌年度以降の住民税の算定において、繰越控除は適用されません。